

旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第三十二号

旧宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

旧宅地造成等規制法施行細則（昭和三十八年十一月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第一条から第四条までを次のように改める。

（趣旨）

**第一条** 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（身分証明書及び知事の許可証の様式）

**第二条** 法第七条第一項及び第二項に規定する身分を示す証明書は、第一号様式によるものとし、同項に規定する知事の許可証は、第二号様式によるものとする。

（工事の許可の申請書の添付書類）

**第三条** 省令第七条第一項第十二号及び第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請に係る土地の地籍図
- 二 申請に係る土地の面積求積図（縮尺二千五百分の一以上のもの）
- 三 盛土又は切土をする土地の面積求積図（縮尺二千五百分の一以上のもの）及び土量計算書
- 四 排水施設構造図（縮尺五百分の一以上のもの）
- 五 放流先水路構造図（縮尺五百分の一以上のもの）
- 六 排水流域図（縮尺五十百分の一以上のもの）及び流域計算書
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、直近三年間の所得税の納税証明書

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、直近三年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書

九 工事施行者の登記事項証明書（工事施行者が法人である場合に限る。）及び事業経歴書並びに工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類

十 法第十二条第二項第四号又は第三十条第二項第四号の規定により同意を得た者の印鑑証明書

十一 申請に係る土地の登記事項証明書

十二 その他知事が必要と認めるもの

2 省令第七条第二項第十号及び第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書類とする。

（工事着手等の届出）

**第四条** 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書により、速やかに知事に届け出なければならぬ。

一 工事に着手した場合 工事着手届（第三号様式）

二 工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合 許可に係る工事休止（再開・廃止）届（第四号様式）

第五条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「旧政令第十五条第二項」を「政令第二十条第二項（政令第三十条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同項第一号中「旧政令第十条」を「政令第十二条」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「よつて、宅地造成」を「よつて、宅地造成等」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（協議に係る提出書類）

**第六条** 法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者又は法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第五号様式）に、省令第七条第一項第一号から第十一号まで（第七号から第九号までを除く。）に掲げる書類及び第三条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）

）に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第六号様式）に、省令第七条第二項第一号から第九号まで（第五号から第七号までを除く。）及び第三条第二項の書類（同条第一項第七号及び第八号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行つた者に通知しなければならない。

（軽微な変更の届出）

**第七条** 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書により、知事に届け出なければならない。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合 工事主（設計者又は工事施行者）変更届（第七号様式）

二 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更した場合 着手予定年月日（完了予定年月日）変更届（第八号様式）

（変更協議に係る提出書類）

**第八条** 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第九号様式）に、第六条第一項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第十号様式）に、第六条第二項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項に規定する協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行

つた者に通知しなければならない。

第十二条の見出しを「（一部完了検査）」に改め、同条第一項中「知事は、宅地造成許可を受けた者の申請により、当該許可に係る工事の一部が完了した場合において次の各号に」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（法第十八条第一項に規定する特定工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事について次条第三項に規定する中間検査合格証の交付を受けたものに限る。）の一部が完了した場合であつて、次の各号のいずれにも」に、「について一部完了検査を行う」を「に係る完了した部分の完了検査（以下「一部完了検査」という。）を申請することができる」に改め、同項第一号中「宅地」を「土地」に改め、同項第二号中「よつて」を「よつて」に、「宅地」を「土地」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「第十二号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第一項の規定による一部完了検査を行った場合において、当該工事について、旧法第九条第一項に規定する措置が講ぜられていないと認めるとき」を「一部完了検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定に適合していると認められた場合において」に、「旧法第十三条第二項」を「法第十七条第二項」に改め、同条第四項中「旧法第十二条第一項」を「法第十六条第一項」に、「この条」を「前三項」に、「旧法第十二条第一項の」を「同条第一項の規定による」に、「宅地造成許可」を「法第十二条第一項の許可」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十七条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

#### （一部中間検査）

**第十条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事のうち法第十八条第一項に規定する特定工程（以下この条において「特定工程」という。）に係る工事の一部が完了した場合であつて、次の

各号のいずれにも該当するときは、当該工事に係る完了した部分の中間検査（以下「一部中間検査」という。）を申請することができる。

一 当該特定工程の工事に係る土地の分割が可能で、かつ、その分割された土地をそれぞれ独立して使用に供することができるとき。

二 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。

2 前項の規定による申請は、省令第四十六条の申請書及び当該特定工程に係る工事が完了した部分を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。

3 知事は、一部中間検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、その部分について、法第十八条第二項の中間検査合格証を交付しなければならない。

4 法第十六条第一項又は第二項の場合における前三項の規定の適用については、同条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を法第十二条第一項の許可の内容及びみならず。

5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

（定期報告書）

**第十一条** 省令第四十八条第一項及び第七十八条第一項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十二号様式）とする。

2 省令第四十八条第二項及び第七十八条第二項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第十三号様式）とする。

（工事の届出書の添付書類）

**第十二条** 法第二十一条第一項の規定により政令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第一項に規定する届出書に、同条第二項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の特定

盛土等に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同項において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

3 法第二十一条第一項の規定により政令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第三項に規定する届出書に、同条第四項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知事に提出しなければならない。

4 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の土石の堆積に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十二条第三項」とあるのは「第八十二条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同項において準用する省令第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

5 法第二十一条第三項の規定により届け出ようとする者は、省令第五十五条の届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 付近見取図

二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設その他の施設の位置及び名称を示す平面図

6 前項の規定は、法第四十条第三項の規定により届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十五条」とあるのは、「第八十五条」と読み替えるものとする。

第十七条を第十九条とする。

第十六条中「第三条、第四条、第五条及び第十二条」を「第四条、第六条から第十条まで、第十二条、第十三条及び第十五条」に、「宅地造成の」を「宅地造成等に関する」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「旧法、旧省令」を「法、省令」に改め、「書類は」の下に「、正本一部及び副本二部とする。ただし、当該書類に係る宅地造成等に関する工事を行う土地を管轄する市町村が奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）別表第二の十六の項及び十七の項市町村の欄に掲げる市町村（以下「受理市町村」という。）である場合は」を加え、同条第二項中「副本二部とし、宅地造成の工事を行う土地を管轄する市町村」を「副本一部とする。ただし、当該書類に係る宅地造成等に関する工事を行う土地を管轄する市町村が受理市町村である場合は、正本一部

及び副本二部とし、当該受理市町村」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条を削る。

第十三条の見出し中「旧法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面」を「許可証明書」に改め、同条中「旧省令第三十条」を「省令第八十条」に、「第八条第一項又は第十二条第一項」を「第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項」に、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面交付申請書（第十三号様式）」を「宅地造成又は特定盛土等に関する許可証明書交付申請書（第十六号様式）」に改め、同条第一号中「付近見取図」を「交付申請に係る土地の付近見取図」に改め、同条第二号及び第三号中「宅地」を「交付申請に係る土地」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

**第十六条** 第四条、第七条、第九条及び第十条の規定は、法第十五条第一項及び法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者について準用する。

2 第七条（第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合及び第二号のうち工事の完了予定年月日を変更した場合に限る。）の規定は、法第二十一条第一項及び第四十条第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第七条（第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合に限る。）及び第十三条の規定は、法第二十一条第三項及び第四十条第三項の規定による届出をした者について準用する。

第十二条の次に次の二条を加える。

（届出工事の休止届出）

**第十三条** 法第二十一条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、届出に係る工事休止（再開・廃止）届（第十四号様式）に、当該届出に係る土地の断面図を添付して速やかに知事に届け出なければならない。

（立入検査員証の様式）

**第十四条** 法第二十四条第二項又は法第四十三条第二項において準用する法第七条第一項に規定する身分を示す証明書は、第十五号様式によるものとする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

第	号
身 分 証 明 書	
職 氏 名	
	（ 年 月 日生）
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定による測量若しくは調査又は同法第6条第1項の規定による障害物の伐除若しくは土地の試掘等のため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。	
なお、この証明書の有効期間は、 年 月 日までとします。	
年 月 日	
奈良県知事	印

注 用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとします。

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2～5 略

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2及び3 略

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第2号様式（第2条関係）

第 号	
試掘等許可証	
1 行為場所	
2 行為年月日	
3 行為目的	
4 行為内容	
5 許可年月日	
責任者職氏名	
上記について、宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、許可します。	
年 月 日	
様(殿)	
奈良県知事	
印	

第三号様式から第四号様式及び第五号様式までを削る。

第六号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、「宅地造成工事着手届」を「工事着手届」に、「造成主」を「工事主」に、「旧宅地造成等規制法施行細則第5条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第1項第1号」に、「届けます」を「届け出ます」に改め、同様式を第三号様式とやる。

第七号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、「宅地造成工事休止(廃止・再開)届」を「許可に係る工事休止(再開・廃止)届」に、「造成主」を「工事主」に、「宅地造成工事を休止(廃止・再開)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けた工事を休止(再開・廃止)」に、「旧宅地造成等規制法施行細則第5条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第1項第2号」に、「届けます」を「届け出ます」に、「(廃止・再開)に係る宅地」を「(再開・廃止)に係る土地」に、「とつた」を「探つた」に改め、同様式を第四号様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第5号様式（第6条関係）

(正) 協 議 申 出 書 宅地造成及び特定盛土等規制法（第15条第1項・第34条第1項）の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 申請者 住 所 氏 名					
1	工 事 主 住 所 氏 名	(電話番号 )			
2	設 計 者 住 所 氏 名	(電話番号 )			
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	(電話番号 )			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地の利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
			m	m	

工 事 の 概 要						
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長	
				cm	m	
	キ 崖面の保護の方法					
	ク 崖面以外の地表面の保護の措置					
ケ 工事中の危害防止のための措置						
コ その他の措置						
サ 工事着手予定年月日	年 月 日					
シ 工事完了予定年月日						
ス 工程の概要						
11 その他必要な事項						
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課 受 付 欄	※ 同意付帯 条 件 欄	※ 同意番号欄			
年 月 日	年 月 日		年 月 日			
第 号	第 号		第 号			

係員印	係員印		係員印
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

※ 同意通知欄	(副) 協議同意通知書				
	協議同意番号 第 _____ 号 年 月 日				
この協議申出書及び添付書類に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、次の条件を付して協議に同意しましたので通知します。					
⑩					
条件					
1	工事主住所氏名	(電話番号 _____ )			
2	設計者住所氏名	(電話番号 _____ )			
3	工事施行者住所氏名	(電話番号 _____ )			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: _____ 度 _____ 分 _____ 秒、経度: _____ 度 _____ 分 _____ 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地の利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			m	m	

工 事 の 概 要					
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				m	m
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長
				cm	m
	キ 崖面の保護の方法				
ク 崖面以外の地表面の 保 護 の 措 置					
ケ 工事中の危害防止の た め の 措 置					
コ そ の 他 の 措 置					
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日					
ス 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					

第6号様式（第6条関係）

(正) 協 議 申 出 書 宅地造成及び特定盛土等規制法（第15条第1項・第34条第1項）の規定に基づき、土石の堆積に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 申請者 住 所 氏 名		
1	工 事 主 住 所 氏 名	(電話番号 )
2	設 計 者 住 所 氏 名	(電話番号 )
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	(電話番号 )
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土 地 の 面 積	平方メートル
6	工 事 の 目 的	
7	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	キ 空地の設置	番 号

工 事 の 概 要				
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ス 工事完了予定年月日			
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課受付欄	※ 同意付帯条件欄	※ 同意番号欄	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
第 号	第 号		第 号	
係員印	係員印		係員印	
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>8 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。</p>				

※ 同意通知欄	(副) 協議同意通知書	
	協議同意番号 第 号 年 月 日	
この協議申出書及び添付書類に記載に関する土石の堆積に関する工事については、次の条件を付して協議に同意しましたので通知します。		
㊟		
条件		
1	工事主住所氏名	(電話番号 )
2	設計者住所氏名	(電話番号 )
3	工事施行者住所氏名	(電話番号 )
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	

工 事 の 概 要	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊 に伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止の ための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年	月 日
ス 工事完了予定年月日			
セ 工程の概要			
8 その他必要な事項			

第7号様式（第7条関係）

<p>工事主(設計者・工事施行者)変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">工事主 住所 氏名 (電話番号 )</p> <p style="margin-top: 20px;">工事主、設計者又は工事施行者を次のように変更したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条第1項第1号の規定により届け出ます。</p>		
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更する項目		
変更内容	変更後	住所  氏名   (電話番号 )
	変更前	住所  氏名   (電話番号 )

第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第8号様式（第7条関係）

<p>着手予定年月日(完了予定年月日)変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">工事主 住所 氏名 (電話番号 )</p> <p>工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を次のように変更したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条第1項第2号の規定により届け出ます。</p>	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更する項目	
変更内容	変更後
	変更前

第9号様式（第8条関係）

(正) 変 更 協 議 申 出 書 宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第3項において準用する第15条第1項・第35条第3項において準用する第34条第1項）の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 申請者 住 所 氏 名				
1	工事主住所氏名	(電話番号 )		
2	設計者住所氏名	(電話番号 )		
3	工事施行者住所氏名	(電話番号 )		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地の利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10	ア 盛土又は切土の高さ	メートル		
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ
			m	m

工 事 の 概 要						
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				m	m	
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長	
				cm	m	
	キ 崖面の保護の方法					
	ク 崖面以外の地表面の保護の措置					
ケ 工事中の危害防止のための措置						
コ その他の措置						
サ 工事着手予定年月日	年 月 日					
シ 工事完了予定年月日						
ス 工程の概要						
11 その他必要な事項						
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課 受 付 欄	※ 同意付帯 条 件 欄	※ 同意番号欄			
年 月 日	年 月 日		年 月 日			
第 号	第 号		第 号			

係員印	係員印		係員印
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>8 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			



工 事 の 概 要					
		番 号	種 類	高 さ	延 長
	オ 崖面崩壊防止施設			m	m
		番 号	種 類	内のり寸法	延 長
	カ 排水施設			cm	m
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の保護の措置				
	ケ 工事中の危害防止のための措置				
	コ その他の措置				
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
	シ 工事完了予定年月日				
	ス 工程の概要				
	11 その他必要な事項				

第10号様式（第8条関係）

(正) 変更協議申出書 宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第3項において準用する第15条第1項・第35条第3項において準用する第34条第1項）の規定に基づき、土石の堆積に関する工事について協議を申し出ます。 年 月 日 殿 申請者 住所 氏 名		
1	工事主住所氏名	(電話番号 )
2	設計者住所氏名	(電話番号 )
3	工事施行者住所氏名	(電話番号 )
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
7	キ 空地の設置	番 号
		空地の幅 メートル

工 事 の 概 要				
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
	シ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ス 工事完了予定年月日			
	セ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※ 土木事務所受付欄	※ 建築安全課受付欄	※ 同意付帯条件欄	※ 同意番号欄	
年 月 日	年 月 日		年 月 日	
第 号	第 号		第 号	
係員印	係員印		係員印	
<p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 申請者欄には、機関の名称、協議を申し出る工事について代表権を有する者の役職及び氏名を記入してください。</p> <p>3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の役職及び氏名を記載してください。</p> <p>4 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>7 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>8 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

※ 同意通知欄	(副) 協議同意通知書	
	協議同意番号 第 号 年 月 日	
この変更協議申出書及び添付書類に記載に関する土石の堆積に関する工事については、次の条件を付して協議に同意しましたので通知します。		
㊟		
条件		
1	工事主住所氏名	(電話番号 )
2	設計者住所氏名	(電話番号 )
3	工事施行者住所氏名	(電話番号 )
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立法メートル
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	

工 事 の 概 要	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊 に伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止の ための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年	月 日
ス 工事完了予定年月日			
セ 工程の概要			
8 その他必要な事項			

第十三号様式中「第13条関係」や「第15条関係」及び「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面交付申請書」や「宅地造成又は特定盛土等に関する許可証明書交付申請書」及び「旧宅地造成等規制法施行細則第13条に規定する宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」や「宅地造成及び特定盛土等規制法」並びに「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の」や第11号様式及び第12号様式。

#### 第十二号様式や証書。

第十一号様式中「第9条関係」や「第14条関係」並びに「様式（案）中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第18条第1項」や「宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項及び第43条第1項」並びに「様式（案）」を次のように定める。

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 略

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十一号様式を第十五号様式とし、第十号様式の次に次の四様式を加える。

第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

工事一部完了検査申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

殿

※受付欄

年 月 日

第 号

工事主 住 所

氏 名

(電話番号 )

1 工 事 一 部 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を 完 了 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 一 部 完 了 地 の 面 積	
6 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	(電話番号 )
7 備 考	

1 ※印欄は、記入しないでください。

2 工事主が法人であるときは、工事主の住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

第12号様式（第11条関係）

(正) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第1項・第38条第1項）の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書を提出します。 年 月 日 殿 申請者 住 所 氏 名				
1 工事主住所氏名	(電話番号 )			
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの施行状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第13号様式（第11条関係）

<p>(正) 土石の堆積に関する工事の定期報告書</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法（第19条第1項・第38条第1項）の規定に基づき、土石の堆積に関する工事の定期報告書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名</p>				
1 工事主住所氏名	(電話番号 )			
2 工事が施行される土地の 所 在 地				
3 工事の許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における 土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点において堆積 されている土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆 積された土石の土量及び 除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確認すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

第14号様式（第13条関係）

届出に係る工事休止（再開・廃止）届

年 月 日

殿

工事主 住 所

氏 名

（電話番号 ）

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項・第40条第1項）に基づく届出を行った工事を休止（再開・廃止）したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第13条第1項の規定により届け出ます。

届 出 年 月 日	年 月 日
休 止 期 間 又 は 廃 止（再開）年月日	
休止（再開・廃止）に 係る土地の所在、 地 番 及 び 面 積	（面積 m <sup>2</sup> ）
休止（廃止）の理由	
休止の場合には、 休 止 中 の 措 置 廃止の場合は、廃止 に当たって採った 防 災 上 の 措 置	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年五月七日から施行する。  
(宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証を定める規則の廃止)

2 宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証を定める規則(令和五年五月奈良県規則第四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可を受けた者に係るこの規則による改正前の旧宅地造成等規制法施行細則第三条から第五条まで、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定の適用については、なお従前の例による。